

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について(令和2年度)

登 記 所 名	所有者等の探索の対象となる地域
津地方法務局	津市半田
同	津市安濃町内多字下川原
同	亀山市住山町
四日市支局	四日市市大矢知町
同	四日市市大字塩浜
同	四日市市楠町南川
同	三重郡朝日町大字縄生
同	三重郡朝日町大字埋縄
同	三重郡朝日町大字柿
伊勢支局	伊勢市二見町荘
同	伊勢市二見町西
桑名支局	桑名市多度町御衣野
同	桑名市大字稗田字東貝戸
同	桑名市大字赤須賀
伊賀支局	名張市夏見
鈴鹿出張所	鈴鹿市磯山一丁目
同	鈴鹿市三日市二丁目